

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案新旧対照条文

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（著しく射幸心をそそのめるおそれのある遊技機の基準）</p> <p>第九条 法第四条第四項の国家公安委員会規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる遊技機の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>			
遊技機の種類	著しく射幸心をそそのめるおそれのある遊技機の基準	遊技機の種類	著しく射幸心をそそのめるおそれのある遊技機の基準
ぱちんこ遊技機	<p>一 一分間に四百円に当該金額がその対価の額（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）である課税資産の譲渡等（消費税法第一条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額（以下「当該金額消費税等相当額」という。）を加えた金額の遊技料金に相当する数を超える数の遊技球（遊技の用に供する玉をいう。以下この項及び次項において同じ。）を発射させることができる性能を有する遊技機であること。</p>	ぱちんこ遊技機	<p>一 一分間に四百円の遊技料金に相当する数を超える数の遊技球（遊技の用に供する玉をいう。以下この項及び次項において同じ。）を発射させることができる性能を有する遊技機であること。</p>

機	回胴式遊技機	二丁十一（略） 一 一分間に四百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額の遊技料金におおむね相当する数を超える数の遊技メダル（遊技の用に供するメダルをいう。以下この項において同じ。）又は遊技球（以下この項において「遊技メダル等」という。）を使用して遊技をさせることができる性能を有する遊技機であること。
アレンジボ ール遊技機	一 一分間に四百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額の遊技料金におおむね相当する数を超える数の遊技球等（法第二十三条第一項第三号に規定する遊技球等をいう。以下同じ。）を使用して遊技をさせることができる性能を有する遊技機であること。	二丁八（略）
じやん球遊 技機	一 一分間に四百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額の遊技料金におおむね相当する数を超える数の遊技球等を使用して遊技をさせることができる性能を有する遊技機であること。	二丁七（略）
その他の遊 技機	一 一分間に四百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額の遊技料金におおむね相当する数を超える数の遊技球等を使用して遊技をさせるこ	

機	回胴式遊技機	二丁十一（略） 一 一分間におおむね四百円の遊技料金に相当する数を超える数の遊技メダル（遊技の用に供するメダルをいう。以下この項において同じ。）又は遊技球（以下この項において「遊技メダル等」という。）を使用して遊技をさせることができる性能を有する遊技機であること。
アレンジボ ール遊技機	一 一分間におおむね四百円の遊技料金に相当する数を超える数の遊技球等（法第二十三条第一項第三号に規定する遊技球等をいう。以下同じ。）を使用して遊技をさせることができる性能を有する遊技機であること。	二丁八（略）
じやん球遊 技機	一 一分間におおむね四百円の遊技料金に相当する数を超える数の遊技球等を使用して遊技をさせることができる性能を有する遊技機であること。	二丁七（略）
その他の遊 技機	一 一分間におおむね四百円の遊技料金に相当する数を超える数の遊技球等を使用して遊技をさせることができる性能を有する遊技機であること。	

とができる性能を有する遊技機であること。

二丁八 (略)

(遊技料金等の基準)

第三十五条 法第十九条の国家公安委員会規則で定める遊技料金に関する基準は、次の各号に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 まあじやん屋 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。

イ 客一人当たりの時間を基礎として遊技料金を計算する場合
次に掲げるまあじやん台の種類に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 全自動式のまあじやん台 一時間につき六百円
- (2) その他のまあじやん台 一時間につき五百円

ロ まあじやん台一台につき時間を基礎として遊技料金を計算する場合 次に掲げるまあじやん台の種類に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 全自動式のまあじやん台 一時間につき二千四百円
- (2) その他のまあじやん台 一時間につき二千円

二 ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業 当該営業所に設置する次に掲げる遊技機の種類に応じ、それぞれ次に定める金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。

イ ぱちんこ遊技機 玉一個につき四円
ロ 回胴式遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

と。

二丁八 (略)

(遊技料金等の基準)

第三十五条 法第十九条の国家公安委員会規則で定める遊技料金に関する基準は、次の各号に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 まあじやん屋 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。

イ 客一人当たりの時間を基礎として遊技料金を計算する場合
次に掲げるまあじやん台の種類に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 全自動式のまあじやん台 一時間につき六百三十円
- (2) その他のまあじやん台 一時間につき五百三十円

ロ まあじやん台一台につき時間を基礎として遊技料金を計算する場合 次に掲げるまあじやん台の種類に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 全自動式のまあじやん台 一時間につき二千五百二十円
- (2) その他のまあじやん台 一時間につき二千二百二十円

二 ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業 当該営業所に設置する次に掲げる遊技機の種類に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。

イ ぱちんこ遊技機 玉一個につき四円
ロ 回胴式遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

<p>3 法第十九条の国家公安委員会規則で定める賞品の価格の最高限度に関する基準は、九千六百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこととする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 法第十九条の国家公安委員会規則で定める賞品の価格の最高限度に関する基準は、九千六百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこととする。</p> <p>二 玉を使用する遊技機 玉一個につき四円</p> <p>(2) メダルを使用する遊技機 メダル一枚につき二十円</p> <p>ハ アレンジボール遊技機(玉又はメダルを使用するものに限る。) 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 玉を使用する遊技機 玉一個につき四円</p> <p>(2) メダルを使用する遊技機 メダル一枚につき二十円</p> <p>ニ じゃん球遊技機(玉又はメダルを使用するものに限る。) 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 玉を使用する遊技機 玉一個につき四円</p> <p>(2) メダルを使用する遊技機 メダル一枚につき二十円</p> <p>ホ その他の遊技機 遊技機の種類及び遊技の方法並びに他の遊技機に係る遊技料金その他の事情を考慮して国家公安委員会が定める金額</p> <p>三 その他の営業 営業の種類及び遊技の方法並びに前二号に掲げる遊技料金その他の事情を考慮して国家公安委員会が定める金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。</p>
<p>3 法第十九条の国家公安委員会規則で定める賞品の価格の最高限度に関する基準は、一万円を超えないこととする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 法第十九条の国家公安委員会規則で定める賞品の価格の最高限度に関する基準は、一万円を超えないこととする。</p> <p>二 玉を使用する遊技機 玉一個につき四円</p> <p>(2) メダルを使用する遊技機 メダル一枚につき二十円</p> <p>ハ アレンジボール遊技機(玉又はメダルを使用するものに限る。) 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 玉を使用する遊技機 玉一個につき四円</p> <p>(2) メダルを使用する遊技機 メダル一枚につき二十円</p> <p>ニ じゃん球遊技機(玉又はメダルを使用するものに限る。) 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 玉を使用する遊技機 玉一個につき四円</p> <p>(2) メダルを使用する遊技機 メダル一枚につき二十円</p> <p>ホ その他の遊技機 遊技機の種類及び遊技の方法並びに他の遊技機に係る遊技料金その他の事情を考慮して国家公安委員会が定める金額</p> <p>三 その他の営業 営業の種類及び遊技の方法並びに前二号に掲げる遊技料金その他の事情を考慮して国家公安委員会が定める金額を超えないこと。</p>